

相模原市内において住宅用火災警報器の設置により効果があった事例（平成18年度～平成22年度分）

| 月 | 地区 | 概要 |
|----------|-------|--|
| 平成23年3月 | 清新地区 | 共同住宅で居住者がガスコンロに鍋をかけたままその場を離れたため住宅用火災警報器が発報したもの。隣室の居住者が警報音と煙に気づき119番通報し、大事には至らなかった。 |
| 平成23年2月 | 光が丘地区 | 居住者が自宅の住宅用火災警報器の警報音に気づき確認すると、電気ストーブに接触していた布団から煙が出ていた。居住者が水道水で消火するとともに119番通報したため、大事には至らなかった。 |
| 平成23年2月 | 東林地区 | 共同住宅で居住者が鍋をガステーブルにかけたまま外出してしまっただけで、住宅用火災警報器が発報したもの。隣人が住宅用火災警報器の警報音に気づき119番通報したため、大事には至らなかった。 |
| 平成23年2月 | 東林地区 | 居住者が2階の住宅用火災警報器が発報しているのに気づき寝室を確認すると、電気ストーブ周辺から煙が出ていた。その後、屋外に避難し119番通報したため、大事には至らなかった。 |
| 平成23年1月 | 橋本地区 | 共同住宅で居住者がガステーブルに鍋をかけたまま外出し住宅用火災警報器が発報したもの。隣人が臭気と警報音に気づき119番通報したため、火災には至らなかった。 |
| 平成23年1月 | 中央地区 | 隣人が共同住宅1階の住宅用火災警報器の警報音と煙に気づき119番通報したため、火災には至らなかった。 |
| 平成23年1月 | 大沢地区 | 共同住宅で居住者がガステーブルにフライパンをかけたままその場を離れたため、住宅用火災警報器が発報したもの。通行人が警報音に気づき119番通報したため、大事には至らなかった。 |
| 平成23年1月 | 麻溝地区 | 共同住宅で居住者がガステーブルを使用したまま寝てしまったため、住宅用火災警報器が発報したもの。知らせを聞いた隣人が119番通報したため、大事には至らなかった。 |
| 平成22年11月 | 大野南地区 | 居住者が調理中、その場を離れたためガスコンロから発生した煙が室内に充満し、住宅用火災警報器が発報したもの。警報音を聞いた居住者がガスコンロの火を消したため、大事には至らなかった。 |
| 平成22年11月 | 大野中地区 | 共同住宅で揚げたタオルの煙が室内に充満し、設置されていた住宅用火災警報器が発報したもの。就寝中であった居住者が警報音に気づき消火したため、大事には至らなかった。 |
| 平成22年10月 | 相模台地区 | 居住者が焦げた臭いと住宅用火災警報器の発報音に気づきベランダから隣室を確認すると、煙が出ていたため119番通報したもの。 |
| 平成22年9月 | 相模台地区 | 居住者が台所のガステーブルで魚を焼いているのを忘れ、2階で寝ていたところ、通行人が住宅用火災警報器の警報音に気づき、119番通報したため火災に至らなかった。 |
| 平成22年9月 | 東林地区 | 居住者が台所の電子レンジを使用中、調理時間を誤ったため発煙し、住宅用火災警報器が発報したもの。その後、居住者は119番通報し避難したため大事には至らなかった。 |
| 平成22年8月 | 麻溝地区 | 居住者が住宅用火災警報器の警報音に気づき2階に行くと、居室内から煙が出ていたため、水道水により消火後119番通報し、大事には至らなかった。 |

| 月 | 地区 | 概要 |
|----------|-------|--|
| 平成22年7月 | 相模湖地区 | 居住者が住宅用火災警報器の警報音に気づき台所に行くと、グリルから炎が出ていたため、水道水により消火後119番通報し、大事には至らなかった。 |
| 平成22年6月 | 大野北地区 | 共同住宅の寝室で火災の煙により住宅用火災警報器が発報し、通行人が警報音に気づき119番通報したため、大事には至らなかった。 |
| 平成22年4月 | 大野北地区 | 隣人が留守宅の台所付近からの煙と住宅用火災警報器の警報音に気づき119番通報したため、火災には至らなかった。 |
| 平成22年4月 | 城山地区 | 共同住宅の居住者が住宅用火災警報器の警報音に気づき台所に行くと鍋から炎があがっているのを発見し、建物に設置してある消火器にて初期消火したため、大事には至らなかった。 |
| 平成22年3月 | 星が丘地区 | 共同住宅の居住者が住宅用火災警報器の警報音に気づき台所に行くと鍋から炎があがっているのを発見し、119番通報したため、大事には至らなかった。 |
| 平成22年2月 | 東林地区 | 寝室で就寝中、住宅用火災警報器の警報音に気づき起きてみると居間に煙が充満し台所のガステーブルから火がでていたため、消火器にて消火し消防署に通報後、避難した。 |
| 平成21年12月 | 藤野地区 | 仏壇に線香を上げるため燭台のローソクに火を灯し、そのまま台所で朝食をとろうとした時、台所の住宅用火災警報器が発報したため、仏壇が置いてある和室を見ると、仏壇前のテーブル付近が燃えていた。慌てて台所の洗い桶に水道水を汲み2、3回掛けたが消えなかったため、119番通報をし屋外に避難した。 |
| 平成21年12月 | 麻溝地区 | コンロのグリルを使用中、グリルに溜まった油に火が着き発生した煙により住宅用火災警報器が発報し、警報音に気が付いた家人がグリルを取り出しシンク内で水道水により消火したため、火災には至らなかった。 |
| 平成21年12月 | 清新地区 | 共同住宅の留守宅で火災の煙により居室の住宅用火災警報器が発報し、隣室の居住者が玄関前を通りかかった際に警報音に気が付き、119番通報したものの。 |
| 平成21年11月 | 藤野地区 | 主婦が台所で魚が焼けたので、ガスコンログリルの火を消しその場を離れると、しばらくして「火事です。火事です。」と住宅用火災警報器が作動した。ガスコンロを見るとグリルから5cm程度の炎が上がっていたが、主婦によりすぐに消火され、火災には至らなかった。 |
| 平成21年10月 | 相武台地区 | 手持ち鍋の内容物が焦げたことによって発生した煙により住宅用火災警報器が発報し、漂う煙と住宅用火災警報器の警報音に気付いた通行人が119番通報したため、火災には至らなかった。 |
| 平成21年8月 | 城山地区 | 共同住宅の2階において、屋間調理中ガスコンロを点火したまま寝込んでしまったため、台所の住宅用火災警報器が鳴動したもので、居住者は起きなかったが付近で仕事の方が警報音に気づきかけつけスイッチを切ったため火災には至らなかった。 |
| 平成20年1月 | 橋本地区 | 共同住宅の居住者が調理中、寝込んでしまい、鍋が空焚き状態となり、室内に煙が充満したため、住宅用火災警報器が作動したもので、この音を聞いた隣室の居住者が119番通報をしたため火災には至らなかった。 |
| 平成19年5月 | 光が丘地区 | 2階で就寝中、1階の住宅用火災警報器の音で目が覚め、1階を確認すると居室で座布団が燃えていたため、水道水をかけ消火して大事に至らなかった。 |
| 平成18年8月 | 相模台地区 | 階段の照明器具に雑巾がかかり、時間経過とともに発煙し、その煙を階段の住宅用火災警報器が感知したため、その音を聞きつけた居住者が現場を確認し、ぼやで消し止めた。 |